

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成27年度高松市障害者施策推進懇談会
開催日時	平成28年2月23日(火) 午前11時～午後12時20分
開催場所	高松市総合福祉会館5階第1・2会議室
議 題	(1) 障がい者の状況について (2) たかまつ障がい者プラン(平成27年度～29年度)の進捗状況について (3) 障害者差別解消法施行に向けての取組について (4) 今後のスケジュールについて
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	井上委員、大熊委員、岡 委員、鎌田委員、河崎委員、坂井委員、神内委員、田村委員、照下委員、延本委員、藤目委員、山本委員、渡邊委員 ※欠席 大林委員、森澤委員
傍 聴 者	0 人 (定員 5 人)
担当課及び連絡先	障がい福祉課 839-2333

### 会議経過及び会議結果

次のとおり会議を開会し、議題について協議した。

(1) 開 会

坂井会長が議長となり議事進行

**議題 (1) 障がい者の状況について**

- ・配布資料に沿って事務局より説明

意見なし

**議題 (2) たかまつ障がい者プラン(平成27年度～29年度)の進捗状況について**

- ・配布資料に沿って事務局より説明
- ・質疑応答

**【質疑応答・意見等内容要旨】**

(C 委員)

教育の現場から、最終的な進路保障は「就労」である。今後も、一般就労に向けた取組を進めてもらいたい。

地域生活支援事業の手話通訳者設置事業について、進捗率が50%であるが、育児休業中の代替の職員を設置するなどして、1人で行動しづらい障がい者が窓口で意思疎通を図れるようにしてほしい。

会議経過及び会議結果

- (事務局) 就労の重要性ということから、一般就労に向けた取組を推進してまいりたい。資料3ページの福祉施設から一般就労への移行についての進捗率は、1年目の数値である。今後は100%を目指して推進していく。  
また、障害者差別解消法の施行に合わせ、手話通訳者の育成や雇用確保についても、努力していく。
- (C委員) 手話通訳の育成について、私自身が平成4年頃、1年間をかけて聾学校に通い、資格を取得した経緯がある。ボランティア等で手話通訳のできるメンバーがいるので、声を掛けてもらいたい。
- (事務局) 手話通訳者の人材バンクの仕組み作りについて、今後研究していきたい。
- (B委員) 日中活動系サービスの短期入所で、重度患者の医療ケアができる場所はどこになるのか。
- (事務局) プランの策定に当たって、医療ケアの目標値は定めていない。現在、市内では、かがわ総合リハビリテーションセンターのみであるので、香川県と連携し、拡充を図っていききたい。
- (D委員) 障害者差別解消法が施行されるに当たって、教育委員会とどのように連携し、教育現場がどのように変わるのか。  
手話通訳者の活用に加え、ICT（情報通信技術）を活用し、タブレット上で通訳を行い、障がい者をサポートするのはどうか。  
最新の日常生活用具が、地域生活支援事業の情報・意思疎通支援用具の様々な要件により、対象から外れているが、対象用具の見直しが必要ではないか。
- (事務局) たかまつ障がい者プラン（平成27年度～29年度）に、「早期療育と学校教育の充実」を施策の展開として掲げており、特別支援教育の取組をさらに展開し、インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制づくりについて検討していく。  
高松市では、窓口に補聴支援システム（磁気ループ）を設置し、対応者の声を聴き取りにくい方への対応をしている。  
今後、ICT（情報通信技術）を活用した、窓口対応等も検討していきたい。  
また、本年4月から、人工内耳用外部装置（交換機器）と人工内耳、それに付随する電池の助成、車イス用テーブル、盲人用血圧計を日常生活用具の対象としており、用具の拡充を図っている。

## 会議経過及び会議結果

(C 委員) 高松市は、他市よりも小・中学校への特別支援教育支援員、特別支援教育サポーターを手厚く配置しており、人の配置については、教育委員会と連携ができていると思われる。

4月に施行される障害者差別解消法やインクルーシブ教育を学校長が正しく理解し、どう学校経営に生かしていくかが重要である。今後も勉強会を重ね、研究を進めていく。

### 議題 (3) 障害者差別解消法施行の向けての取組について

- ・配布資料に沿って事務局より説明
- ・質疑応答

#### 【質疑応答・意見等内容要旨】

(D 委員) 法の「障がい者」とは、障害者手帳の有無にかかわらず法律の対象者となるわけだが、市としてどのように対応していくのか。

また、市役所では職員対応要領等を作成し、職員への周知啓発を重ねていくと思われるが、民間企業への周知不足や理解不足に対して、どのように考えているか。

(事務局) 講演会等や広報誌などを通じて市民に対して広く周知をし、障害者手帳の有無にかかわらず、幅広い支援が必要だと考える。

また、民間企業への周知啓発については、高松市の庁内検討会で検討した結果、産業振興課が窓口となり、経済産業省からの通知などを基に、対応していくことになっている。

情報共有を行いながら、市民、民間企業に対して、市全体として周知啓発に取り組んでいく。

(G 委員) 小・中学校現場では、C委員からの話にもあったが、生徒を含め、教員、管理職は、「障がい者、障がい児」に対して理解が進んでいることを実感しているが、保育所では、障がい児の入所に対して、職員等が身構えることもある。

今後、法が施行されるに当たり、現場で関わる人が、障がいを正しく、十分に理解することが必要である。

(I 委員) 相談支援は、現状で基盤整備を進めているところであり、計画相談支援は進捗率が高いが、地域相談支援はなかなか進んでいない。相談支援事業所としては、病院に入って地道にかつ効率的な地域相談支援を行ってきたい。

また、地域に出てからの生活の不安を抱える人をどのように支えるかが課題である。

## 会議経過及び会議結果

- (J 委員) 保護者の立場から、手帳を取得する前に、どこに相談して、不安を解消したらいいか分からない。  
また、学校を出てからの「就労の場」の確保を行政にはお願いしたい。
- (K 委員) 民生委員、児童委員は現在の「障がい」について、改めて正しく理解し、地域での活用に役立てようとしている。  
是非、教育の現場においても、正しい理解を普及してほしい。  
また、高松市職員は高齢者においても、同じ意識を持って、差別や偏見に向けた取組をしてほしい。
- (L 委員) 自身が障がい者であるため、法が施行されることは大変うれしい。この法律が正しく理解され、若い世代の人たちが、差別や偏見を解消していくようになることを望んでいる。
- (H 委員) 障がい名を正しく理解できていない医療関係者がいることを体験して、今後は障がい名だけではなく、どのような症状であるなどの具体的な状態を、関わっている人に伝えていく必要があると痛感している。また、関わる人たちは、相手を理解しようとする気持ちを持つことが大切である。  
行政機関と障がい者体験の会議などでは、介助者の体験談を求められることが多いが、障がい者当事者の気持ちなどを聞く機会をもっと増やしてほしい。
- (M 委員) 障がいを持つ子の親として、介護を要する高齢者に対しても、声掛けや接し方などが勉強になった。  
K委員同様、障がい者だけでなく、高齢者や生活困窮者等の社会的弱者への差別や偏見がなくなるような社会を目指してほしい。
- (E 委員) 3月5日に高松圏域自立支援協議会が主催する「障害者差別解消法の勉強会」に、是非参加してほしい。  
I委員同様、相談支援の地域相談支援の進捗率の判定が、悪いことを踏まえ、今後、相談支援事業所と連携をして対象者の拡大を図っていく。  
また、高松市障害者差別解消支援地域協議会は、自立支援協議会が母体となっており、手探りの状態ではあるが、来年度の計画に協議会の円滑な運営を掲げたい。
- (D 委員) H委員同様に、障がい者自身が正しく障がいを伝えていくことが大切であり、障がい者にもそれを訴えていくことが必要であると考え。  
国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者は、障害を理由とする差別を解消するための措置について、法を正しく理解して受け入れる体制づくりに取り組み、細やかな配慮をしてほしい。

## 会議経過及び会議結果

- (C 委員) 学校教育の核は、特別支援教育と人権同和教育である。法施行に伴い、優しく、思いやりのある子どもの育成とそれを支援する教師の役割は、ますます重要になっていくので、現場として頑張っていきたい。
- (B 委員) 市施策推進懇談会の委員として、障がい者施策を進めるに当たり、行政を含め、福祉関係者の方々に感謝している。また、人材の育成の重要性を痛感しており、福祉に携わる人材が、現場で活躍できる環境を整えてほしい。合わせて、学校現場でも、子どもたちが福祉に目を向けられるように、福祉教育に力を入れてほしい。
- (A 委員) 市社会福祉協議会は独自の「出前講座」を開講しており、HP等を活用して募集している。しかし、教員が異動してしまい、継続的に支援できないことが多くある。市、市社会福祉協議会、教育委員会が連携して、継続的に「出前講座」を実施できるようなプログラムを組むことができれば良い。  
障がい福祉サービスを使いたい場合に、申請してから利用開始までに時間がかかりかかる。介護保険であれば暫定でプランを組めるので、障がい福祉サービスも緊急時に対応できるように考えてほしい。
- (F 委員) 今までは善意で対応してきたことが、今回法施行に伴って法的義務を負うことになった。障がいを理由とした不当な差別の禁止とともに、合理的配慮の提供について、普及啓発に取り組んでいかなければならない。
- 議題 (4) 今後のスケジュールについて**  
・配布資料に沿って事務局より説明  
  
意見なし